

最近の農薬環境行政について

1. 農薬登録保留基準

(1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

本件に係る中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(以下、「農薬小委」という)を、前回の本部会(平成23年3月30日)以降、8回(平成23年4月、7月、10月、12月、平成24年2月、6月、9月、10月)開催し、個別農薬の基準値案をご審議いただき、新たに48農薬(累計180農薬)について基準値が設定された。また新たに65農薬(累計68農薬)を基準値設定不要とした【別添1, 2】。

(2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

本件に係る農薬小委を、前回の本部会(平成23年3月30日)以降、8回(平成23年4月、7月、10月、12月、平成24年2月、6月、9月、10月)開催し、個別農薬の基準値案(非食用農作物専用農薬については環境省が算定した非食用一日摂取許容量(ADI)案を含む)をご審議いただき、新たに89農薬(うち、5農薬については非食用農薬ADIを用いて設定。累計144農薬)について基準値が設定され、新たに66農薬(累計68農薬)を基準値設定不要とした【別添3, 4】。

(3) 水稲用除草剤に係る水産動植物のリスク管理措置の実施

農薬登録保留基準が設定された農薬について、基準値が環境中予測濃度に近接し、水環境中へのリスクが懸念されるものは、実環境中の水質モニタリング等によりその妥当性を確認するとともに、その調査結果は所要のリスク管理措置を講じるために用いている。

水稻用除草剤プレチラクロールについて、既存のモニタリング結果に水産基準値を超える事例が見られたことから、平成23年10月に通知を発出し、水質モニタリングの実施及びそれを踏まえたリスク管理措置を実施している【別添5】。

2. 特定防除資材(特定農薬)に関する取組

特定農薬分科会における審議

特定農薬については、特定農薬分科会と農林水産省の農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会の合同会合において審議しており、平成23年4月及び平成24年2月に2回開催された。審議の結果エチレン及び電解次亜塩素酸水については、特定農薬としての指定に向けて食品安全委員会への諮問等の手続きを進めることとなった【別添6】。

3. 農薬の大気経由による影響評価

航空防除により散布された農薬を大気経由で人が吸入した場合の健康に及ぼす影響については、平成9年に有人ヘリによる散布について、評価を実施したところであるが、農薬の散布形態が有人ヘリから無人ヘリに変化していることや、使用農薬の種類が多様化したことを踏まえ、無人ヘリコプターにより散布される農薬について、人への健康影響に対する適切なリスク評価・管理手法を確立するため、平成22年から「農薬の大気経由による影響評価事業」を実施し、吸入毒性に関する情報収集、吸入毒性試験の実施、農薬飛散に係るシミュレーションモデルの検討等を進めており、その結果を活用して、リスク評価を行い、必要に応じてリスク管理措置を検討することとしている【別添7, 8】。

4. 鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアル

陸域生態系については、リスク評価・管理の手法が確立されておらず、第3次環境基本計画でも検討が必要とされていたところ。このため、環境省では、平成20年度から「農薬による陸域生態リスク評価・技術開発調査」を実施し、陸域生態系への農薬影響の評価のあり方等を検討した。その結果、高次消費者に位置づけられる生態的地位、農薬の標的外生物であること等から、平成24年7月、鳥類を評価対象として、我が国の事情を反映した「鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアル」を作成した【別添9】。

なお、推計方法の一部がデータ不足のため確定していないため、暫定マニュアルとしており、今後、データ収集を行った上で、完成版のマニュアルとする予定。

5. その他の取組

(1) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル

公園、緑地や街路樹等の管理での農薬飛散によるリスク軽減に資するため、平成20年5月、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル」を策定。さらに、平成22年5月に、これを改訂し、農薬散布における立入制限の措置の項目等を盛り込んだ。これまでに、地方自治体や関係団体等への冊子の配布(約25千部)、説明会の開催等に努めてきた。

現在、公園マニュアルに基づく農薬の適正な使用を更に普及啓発していくため、公園マニュアルの普及や公園マニュアルを活用した優良事例を収集して、本年度中に事例集を作成することとし、地方自治体等に対し、優良事例の調査を行っているところである。

(2) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針

ゴルフ場で使用されている農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知)に基づき、水質汚濁の防止を図ってきたところである。

本指針に基づき、都道府県等で実施された水質調査の結果をとりまとめ、毎年公表しており、直近では平成24年9月に平成23年度の調査結果を公表したところである【別添10】。

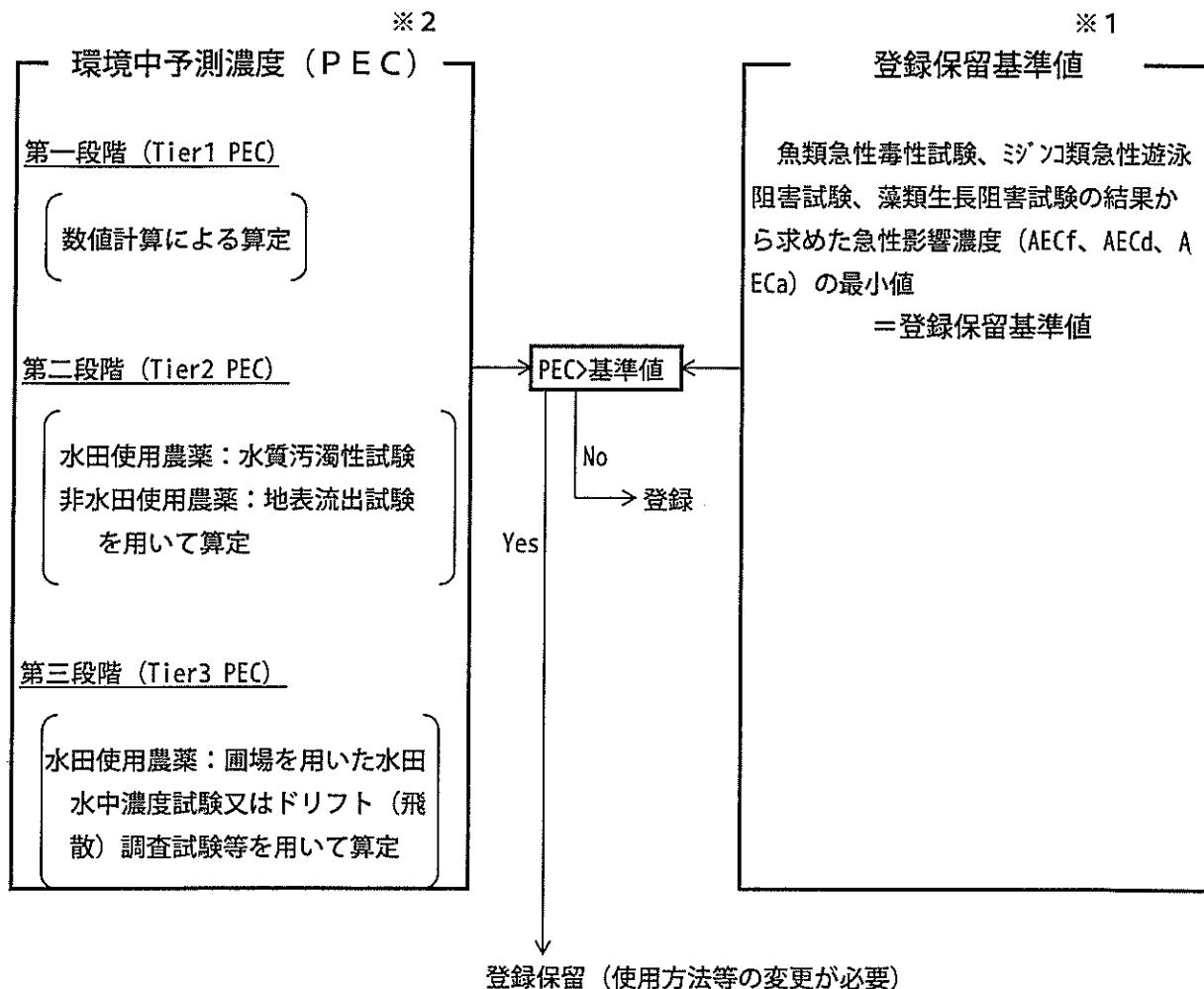
平成15年度以降、ゴルフ場排水口において指針値を超えて検出される事例は発生しておらず、排水口以外の採水地点における水質調査の結果でも、平成22年度の調査で1検体の基準値超過が確認されているのみである。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の仕組み

評価方法

農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水産PEC）水産動植物被害の評価の観点から予測した濃度)が、水産動植物の毒性試験結果に基づき環境大臣が定める基準値に適合しない場合に登録を保留としています。

●登録保留基準の仕組み



※1 AECf=ヒメダカ又はコイ等を用いた魚類急性毒性試験で得られた半数致死濃度（LC₅₀）に不確実係数を乗じた数値

AECd=オオミジンコ等を用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験で得られた半数遊泳阻害濃度（EC₅₀）に不確実係数を乗じた数値

AECa=緑藻を用いた藻類生長阻害試験で得られた半数生長阻害濃度（EC₅₀）

より実環境に近い試験系による試験法（追加生物種の試験、異なる成長段階での試験、フミン酸を含む水での試験）での毒性試験結果がある場合には、これらも評価に用いて登録保留基準を設定する。

※2 既登録農薬についてはPECに代えて環境モニタリング調査の結果も活用可

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の
設定農薬数の推移

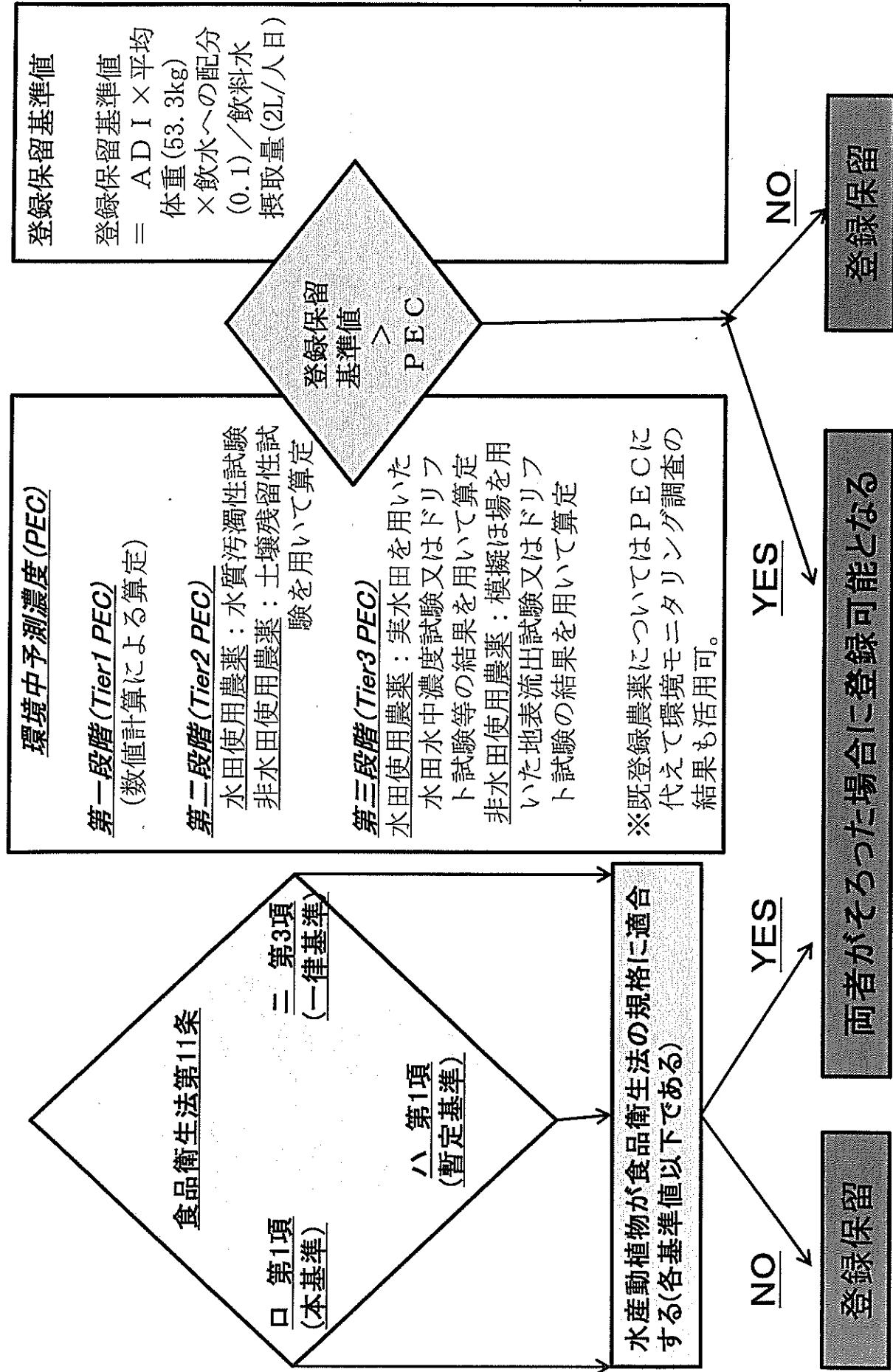
設定年月日	基準値設定農薬数
H18.12.4	1
H19.4.18	6
H19.11.1	10
H20.6.2	10
H20.11.25	14
H21.2.18	15
H21.5.7	10
H21.5.18	7
H21.8.3	9
H21.10.6	3
H21.12.22	2
H22.2.1	5
H22.3.3	9
H22.6.22	9
H22.10.18	5
H22.12.2	6
H23.2.23	4
H23.3.22	7
H23.7.1	5
H23.10.8	7
H24.1.11	8

設定年月日	基準値設定農薬数
H24.4.6	5
H24.7.6	6
H24.10.10	5
H24.11 答申	12
既設定農薬の合計	180

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の
設定不要農薬数の推移

評価年月日	基準値 設定 不要農薬数
H18.12.21	1
H20.8.26	1
H22.7.26	1
H23.12.20	1
H24.2.24	40
H24.6.15	18
H24.9.7	5
H24.10.30	1
既設定不要農薬の合計	68

水質汚濁登録保留基準の仕組み



水質汚濁に係る農薬登録保留基準の
設定農薬数の推移

設定年月日	基準値設定農薬数
H20.7.23	1
H20.12.1	1
H21.2.18	3
H21.5.27	3
H21.6.12	1
H21.10.23	8
H22.1.12	8
H22.3.26	7
H22.7.5	10
H22.12.1	6
H22.2.15	7
H23.4.4	7
H23.4.7	8
H23.7.4	10
H23.10.18	9
H24.1.11	8
H24.4.6	12
H24.7.6	10
H24.10.10	13
H24.11答申	12
既設定農薬の合計	144農薬

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定不要農薬数の推移

評価年月日	基準値設定不要農薬数
H20.8.26	1
H22.7.26	1
H23.10.11	1
H23.12.20	1
H24.2.24	40
H24.6.15	18
H24.9.7	5
H24.10.30	1
基準値設定不要農薬数合計	68

写

環水大土発第 111012001 号
平成 23 年 10 月 12 日

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長

農薬による水産動植物の被害防止のための実環境中濃度の実態把握について

環境省では、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（以下「農薬小委」という。）の意見を踏まえ、個別農薬ごとに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（別紙参照。以下「水産基準」という。）を設定している。

今般、農薬小委において、水稻用除草剤であるプレチラクロールの水産基準値案について審議したところ、水道事業者等が実施した水道原水の水質検査（「水道統計（（社）日本水道協会発行）」による。以下同じ。）及び環境省が実施した農薬残留対策総合調査において、当該農薬の水質濃度が水産基準値案を超過している事例が見られた。農薬小委において、当該水産基準値案は了承されたところであるが、実環境中の水質濃度が水産基準値案を超過するおそれがある地域において、水産動植物の被害防止が図られるよう、別添資料 1 及び 2 のとおり、講じるべき環境保全対策を取りまとめたところである。

については、貴職におかれても、下記を参考に、実環境中における当該農薬の実態把握に努め、適切な環境保全対策の実施について検討を行うことにより、水産動植物の被害防止に万全を期されたい。

なお、農林水産省も、「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「農林水産省課長通知」という。）により、水田において農薬を使用する場合の適正な水管理の徹底、同一の農薬が短期間に集中して使用されることを避けるための対策の検討等について通知しているところであるので御了知ありたい。

記

1 プレチラクロールの水質濃度が水産基準値を超過するおそれがある地域における農薬の使用実態の情報収集

水道事業者等が実施した水道原水の水質検査及び環境省が実施した農薬残留対策総合調査において、局地的にではあるが、別添資料 2 の 3 のとおりプレチラクロ

ールの水質濃度が水産基準値を超過している、又は近接している事例が見られた。これは、地域において当該農薬の使用割合が相当高いこと及び当該農薬散布後7日間は落水やかけ流しをしないとされている使用上の注意事項が遵守されていない場合があることが原因と考えられる。

また、別添資料2の3に記載した地域以外においても、当該農薬の使用が広く普及しており、環境基準点の上流域の流域面積に占める水田の割合が相当大きければ、当該農薬の水産基準値を超過するおそれがあると考えられる。

このため、当該農薬の水質濃度が環境基準点において水産基準値を超過する可能性について検討するため、当該農薬の貴都道府県下での使用実態について、関係部局が連携して情報収集に努められたい。

2 プレチラクロールに係る水質モニタリング等の実施

(1) 農薬の実環境中濃度の実態把握

貴都道府県下における各地域のプレチラクロールの使用実態、農業情勢等からみて、当該農薬の水質濃度が環境基準点において水産基準値を超えるおそれがあると考えられる場合には、既存データの収集、水質モニタリング等により当該地域の公共用水域における当該農薬濃度の実態把握に努められたい。

なお、既存データ等により、当該農薬の水質濃度が環境基準点において水産基準値を超えた事例があることが判明した場合には、当該農薬の使用実態を踏まえ的確に水質モニタリングを実施し、詳細な実態の把握に努められたい。

(2) 農薬残留対策総合調査の活用等

環境省が行っている農薬残留対策総合調査において、農薬の水質モニタリングを実施していることから、当該農薬について水質モニタリングの実施の必要性が生じた場合には活用されたい。また、水質モニタリングを行うにあたっての技術的情報について、環境省からも必要に応じて情報提供を行うので、参考とされたい。

(3) 調査結果の環境省への提出

貴都道府県において水質モニタリングを実施した結果については、調査後速やかに環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室に提出されたい。

3 プレチラクロールの水質モニタリング結果を踏まえた環境保全対策の検討

(1) 水産基準値の超過要因の特定と環境保全対策の実施

2の水質モニタリングの結果、プレチラクロールの水質濃度が水産基準値を超過した場合には、関係部局間で十分連携をとりつつ、当該農薬の使用実態の精査等により、水産基準値を超過した要因について解析し、農林水産省課長通知も参照の上、超過要因の解析結果を踏まえた環境保全対策の実施について検討されたい。

なお、農薬の流出防止技術について、啓発用のパンフレット及び関係する調査

報告書を環境省ホームページに掲載しているので、適宜活用願いたい。

(2) 環境保全対策に係る提出

(1)の環境保全対策を講じている、又は講じることを検討している場合には、その内容について適宜、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室に提出されたい。

4 プレチラクロールと同様の対策が必要な農薬について

環境省では、今後とも、個別農薬について水産基準値を順次設定していくが、当該農薬の水質濃度が水産基準値を超過するおそれがある場合には、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室より適宜情報を提供するので、それらについてもプレチラクロールと同様の対応を行い、水産動植物の被害防止に万全を期されたい。

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合委員名簿

氏名	所属役職	農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会	中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会
上路雅子	学校法人東京農業大学客員教授、 社団法人日本植物防疫協会技術顧問	臨時委員	臨時委員
国見裕久	国立大学法人東京農工大学大学院農学府長・農学部長	専門委員	
白石寛明	独立行政法人国立環境研究所環境リスク研究センター長		臨時委員
中杉修身	学校法人上智大学大学院地球環境学研究科元教授		臨時委員
根岸寛光	学校法人東京農業大学農学部農学科准教授	臨時委員	専門委員
眞柄泰基	学校法人トキワ松学園理事長		臨時委員
牧野孝宏	元学校法人光産業創成大学院大学特任教授	専門委員	
矢野洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長	臨時委員	
吉田綠	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 病理部第二室長	委員	臨時委員
山本廣基	国立大学法人島根大学学長	委員	臨時委員

別添7

農薬飛散リスク削減に向けた取組み

現在

航空防除10農薬について地中濃度評価値を設定(H9)

住宅地等の使用実態の多い農薬をモデルとした
吸入毒性評価の実施(H19～H21)

空中散布の形態変化(有人→無人)に伴う
使用農薬や適用作物の多様化

目的

地中濃度評価値の再評価

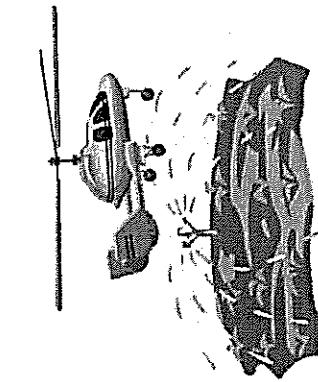
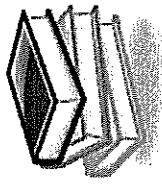
評価対象 農薬の見直し

農薬の大気経由による影響評価事業(H22～H26)

- ①吸入毒性に関する情報収集
-吸入毒性試験成績に関する文献調査

- ②吸入毒性試験の実施
-動物を用いた試験の実施

- ③農薬飛散実施調査
-無人ヘリコプタによる農薬散布についての
モニタリング調査



平成24年度 農薬の大気経由による飛散リスク評価検討会 委員名簿

平成24年10月26日

氏名	所属
有田 芳子	主婦連合会環境部長
上路 雅子	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
川幡 寛	全国農業協同組合連合会営農販売企画部 営農・技術センター農薬研究室長
白石 寛明	独立行政法人国立環境研究所環境リスク研究センター長
富田 恭範	茨城県病害虫防除所発生予察課長
宮原 佳彦	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター 生産システム研究部長
森田 昌敏	国立大学法人愛媛大学農学部客員教授
與語 靖洋	独立行政法人農業環境技術研究所研究コーディネータ

※五十音順、敬称略

平成24年度 農薬吸入毒性評価部会 委員名簿

平成24年6月21日

氏名	所属
井上 達	日本大学医学部機能形態系客員教授
上路 雅子	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 病理部長
坂部 貢	東海大学医学部教授
平塚 明	東京薬科大学薬学部教授
鰐渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科教授

※五十音順、敬称略

「鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアル」の概要

平成 24 年 7 月
水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

1 農薬による生態影響への対応

- 農薬による生態影響については、農薬取締法に基づき、水域生態系を対象に、農薬によるリスク評価・管理を実施（水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定など）。
- 一方、陸域生態系については、リスク評価・管理の手法が確立されておらず、第3次環境基本計画でも検討が必要とされていた。

2 鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアルの策定

環境省では、平成 20 年度から「農薬による陸域生態リスク評価・技術開発調査」を実施し、陸域生態系への農薬影響の評価のあり方等を検討。

その結果、高次消費者に位置づけられる生態的地位、農薬の標的外生物であること等から、鳥類を評価対象として、我が国の事情を反映したリスク評価・管理手法を開発し、「鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアル（以下「暫定マニュアル」という。）として取りまとめた。

(経緯等)

平成 20 年 4 月	農薬による陸域生態リスク評価技術開発調査事業に
～24 年 3 月	おいて検討（平成 22 年から「鳥類リスク評価・管理手法検討会」を立ち上げ。）
平成 24 年 4 月～5 月	暫定マニュアルについてパブリックコメント実施
7 月	暫定マニュアルの公表

3 暫定マニュアルの概要

(1) マニュアルの趣旨

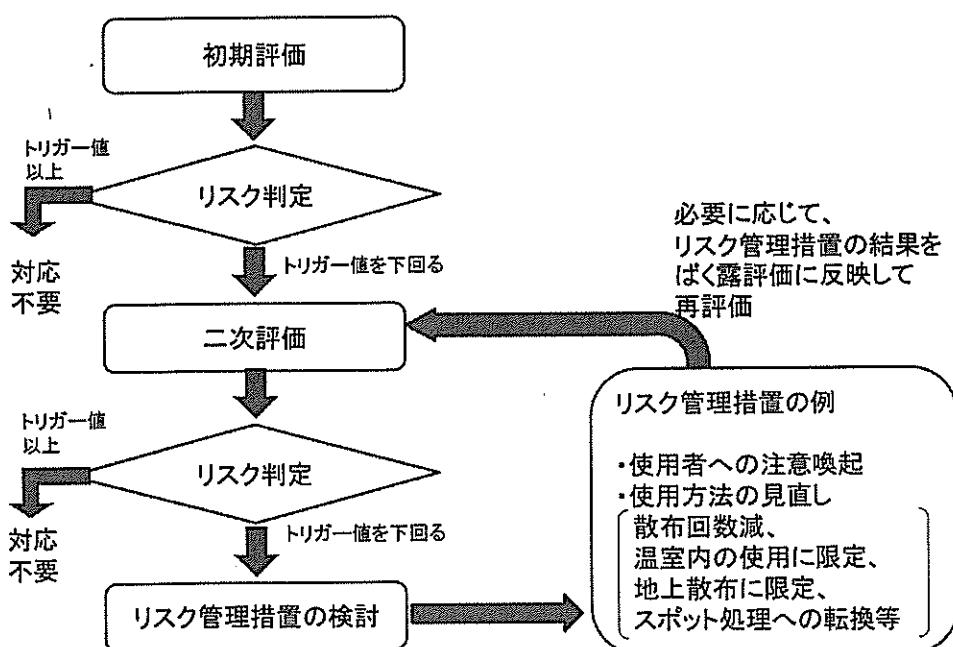
我が国では、通常の営農に伴う農薬の適正な使用によって鳥類が死亡したと推定される事例は確認されないため、現時点では鳥類に対する農薬の影響は、国としてリスク管理措置を講じなければならないレベルにはない。しか

し、我が国において、海外で発生したような鳥類の死亡事故が発生しないよう、以下により農薬リスクを適正に管理し、リスクを低減させるため、本マニュアルを作成。

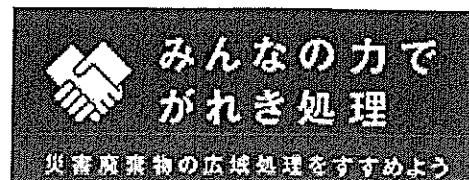
- 農薬メーカーが、農薬の開発段階から鳥類への農薬の影響に適切に配慮した自主的取組を行えるよう、鳥類に対する農薬リスク評価・管理の具体的なツールとして活用。
- 本マニュアルで示した方法で試算したリスク評価の結果と講じたリスク低減対策については、公表を推奨。
- リスク評価は、短期間の経口ばく露による急性影響を対象に、推定ばく露量と毒性評価値を比較して行う。リスク評価の指標種はスズメとする。
- 行政においても、農薬メーカーが実施したリスク評価・管理の状況を把握し、鳥類に対する農薬の影響について必要に応じて対応を検討。

(2) 鳥類に対するリスク評価・管理の枠組み

鳥類に対する農薬リスク評価・管理のステップ:イメージ図



※ 本マニュアルについては、推計方法の一部がデータ不足のため確定していないことから、暫定マニュアルとしており、今後、データ収集を行った上で、完成版とする予定。



(お知らせ)

ゴルフ場で使用される農薬に係る平成23年度水質調査結果について

平成24年9月3日(月)
 環境省水・大気環境局
 土壌環境課農薬環境管理室
 直通: 03-5521-8311
 代表: 03-3581-3351
 室長 西嶋 英樹(内線 6595)
 室長補佐 伊澤 航 (内線 6596)
 係長 平林 太輔(内線 6598)
 担当 小林 克明(内線 6598)

ゴルフ場で使用される農薬について、平成23年度に地方自治体及び地方環境事務所が実施したゴルフ場排出水等の水質調査の結果を取りまとめましたので公表します。
 本調査は、546か所のゴルフ場を対象に、延べ23,822検体について実施しました。その結果、ゴルフ場の排出水の農薬濃度目標（指針値）を超過した事例はありませんでした。

1. 経緯

環境省は、平成2年5月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水口における農薬濃度目標（指針値）等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定し、都道府県に通知しました。都道府県等においては、同指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査・指導が行われています。

環境省では、平成2年度から、地方自治体が実施したゴルフ場排出水等の水質調査結果を取りまとめており、また、平成16年度からは、環境省地方環境事務所が実施した水質調査結果についても併せて取りまとめています。

2. 平成23年度水質調査結果の概要

- ① 調査が実施された都道府県数 47
(うち、地方環境事務所が調査: 21都道県(7都道県で重複して調査))
- ② 調査対象となったゴルフ場数 546か所
(うち、地方環境事務所が調査: 24か所)
- ③ 調査対象農薬数 75種類
- ④ 総検体数 23,822検体
(うち、地方環境事務所が調査: 1,656検体)
- ⑤ 指針値超過検体数 0検体(別表1、2のとおり)

(別表1)都道府県別の水質調査結果

都道府県	調査ゴルフ場数	調査対象農薬数	総検体数 ^{注1、注2}	うち排水口調査検体数	指針値超過検体数
北海道	53 (2)	75 (75)	523 (138)	60	0
青森県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
岩手県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
宮城県	3 (1)	75 (75)	148 (69)	0	—
秋田県	2	6	6	3	0
山形県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	69 (69)	0 (0)
福島県	7	37	231	33	0
茨城県	5	19	27	5	0
栃木県	66	75	2,399	819	0
群馬県	2 (2)	75 (75)	138 (138)	69 (69)	0 (0)
埼玉県	30	75	1,437	1,124	0
千葉県	10	75	479	272	0
東京都	2 (1)	75 (75)	77 (69)	4	0
神奈川県	13	29	156	145	0
山梨県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
長野県	8	75	564	442	0
新潟県	6	31	206	91	0
富山県	8	47	323	323	0
石川県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
福井県	5	33	55	6	0
岐阜県	4 (1)	75 (75)	85 (69)	0	—
静岡県	18	27	432	408	0
愛知県	26	62	305	103	0
三重県	6 (1)	75 (75)	99 (69)	0	—
滋賀県	2 (2)	75 (75)	138 (138)	69 (69)	0 (0)
京都府	11	49	178	132	0
大阪府	26	57	537	123	0
兵庫県	90	75	6,628	385	0
奈良県	24	44	1,373	385	0
和歌山県	4 (1)	75 (75)	449 (69)	0	—
鳥取県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
島根県	5	22	62	0	—
岡山県	26	66	2,033	580	0
広島県	8	44	320	320	0
山口県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
徳島県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
香川県	13	46	546	546	0
愛媛県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
高知県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	0	—
福岡県	17	75	1,283	690	0
佐賀県	6	29	62	0	—
長崎県	7	48	635	129	0
熊本県	8	33	496	0	—
大分県	3 (1)	75 (75)	171 (69)	69 (69)	0 (0)
宮崎県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	69 (69)	0 (0)
鹿児島県	10	65	393	57	0
沖縄県	1 (1)	75 (75)	69 (69)	69 (69)	0 (0)
全国計	546 (24)	-	23,822 (1,656)	7,599 (414)	0 (0)

注1 総検体数は、(サンプル数×調査農薬数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注2 総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。

注3 カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査したものである。

(別表2) 農薬別の水質調査結果(排水口)

農薬名		指針値(mg/L)	濃度範囲(mg/L) ^{注1}	指針値超過検体数	調査検体数
殺虫剤	1 アセタミブリド	1.8	N.D.	0	54
	2 アセフェート	0.063	N.D.	0	108
	3 インキサチオン	0.08	N.D.	0	135
	4 イミダクロブリド	1.5	N.D.	0	67
	5 エトフェンプロックス	0.82	N.D.	0	109
	6 クロチアニジン	2.5	N.D. ~ 0.007	0	87
	7 クロルビリホス	0.02	N.D.	0	118
	8 ダイアジノン	0.05	N.D. ~ 0.0008	0	164
	9 テアメキサム	0.47	N.D. ~ 0.01	0	68
	10 チオジカルブ	0.8	N.D. ~ 0.0011	0	143
	11 テブフェノジド	0.42	N.D.	0	72
	12 トリクロルボン(DEP)	0.05	N.D. ~ 0.001	0	91
	13 ピリダフェンチオン	0.02	N.D.	0	115
	14 フェニトロチオン	0.03	N.D. ~ 0.0026	0	163
	15 ベルメトリン(MEP)	1	N.D.	0	89
殺菌剤	16 ペンスルタップ	0.9	N.D.	0	50
	17 アゾキシストロビン	4.7	N.D. ~ 0.018	0	187
	18 インプロヂオラン	2.6	N.D. ~ 0.001	0	149
	19 イプロジョン	3	N.D. ~ 0.25	0	158
	20 イミノクタジンアルベシル塩酸及びイミノクタジン酢酸塩 (2農薬) ^{注2}	0.06 (イミノクタジンとして)	N.D.	0	102
	21 エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	N.D.	0	102
	22 オキシン銅(有機銅)	0.4	N.D. ~ 0.011	0	148
	23 キャブタン	3	N.D.	0	111
	24 クロロタロニル(TPN)	0.4	N.D.	0	156
	25 クロロネブ	0.5	N.D.	0	140
	26 ジフェノナゾール	0.3	N.D.	0	68
	27 シプロコナゾール	0.3	N.D. ~ 0.0063	0	64
	28 シメコナゾール	0.22	N.D.	0	61
	29 チウラム(チラム)	0.2	N.D.	0	166
	30 チオフアナートメチル	3	N.D. ~ 0.004	0	69
除草剤	31 チフルザミド	0.5	N.D. ~ 0.013	0	94
	32 テトラコナゾール	0.1	N.D.	0	71
	33 テブコナゾール	0.77	N.D. ~ 0.03	0	102
	34 トリフルミゾール	0.5	N.D.	0	56
	35 トルクロホスマチル	2	N.D. ~ 0.004	0	160
	36 ハドマジン	12	N.D.	0	46
	37 ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1	N.D.	0	51
	38 フルトラニル	2.3	N.D. ~ 0.0015	0	166
	39 プロピコナゾール	0.5	N.D. ~ 0.001	0	162
	40 ベノミル	0.2	N.D. ~ 0.0008	0	44
	41 ベンシクロロン	1.4	N.D. ~ 0.008	0	172
	42 ポスカリド	1.1	N.D.	0	67
	43 ホセチル	23	N.D.	0	93
	44 ポリカーバメート	0.3	N.D.	0	82
	45 メタラキシル及びメタラキシルM (2農薬) ^{注2}	0.58 (メタラキシルとして)	N.D.	0	160
植物成長調整剤	46 メプロニル	1	N.D.	0	144
	47 アシュラム	2	N.D. ~ 0.078	0	207
	48 エトキシスルフロン	1	N.D.	0	57
	49 オキサジアルギル	0.2	N.D.	0	44
	50 オキサジクロメホン	0.24	N.D. ~ 0.0011	0	61
	51 カフェンストロール	0.07	N.D. ~ 0.0079	0	76
	52 シクロスルファムロン	0.8	N.D. ~ 0.0064	0	60
	53 ジチオビル	0.095	N.D. ~ 0.0001	0	135
	54 シデュロン	3	N.D. ~ 0.0007	0	143
	55 シマジン(CAT)	0.03	N.D. ~ 0.0018	0	144
	56 テルブカルブ(MBPMC)	0.2	N.D. ~ 0.0001	0	116
	57 トリクロビル	0.06	N.D. ~ 0.001	0	141
	58 ナプロバミド	0.3	N.D.	0	115
	59 ハロスルフロンメチル	2.6	N.D. ~ 0.0005	0	144
	60 ピリブチカルブ	0.23	N.D.	0	123
61 ブタニホス	0.2	N.D.	0	121	
	62 フラザスルフロン	0.3	N.D. ~ 0.0006	0	134
63 プロビザミド	0.5	N.D. ~ 0.012	0	152	
	64 ベンスリド(SAP)	1	N.D.	0	101
65 ベンディメタリン	1	N.D. ~ 0.001	0	158	
	66 ベンフルラリン(ペスロジン)	0.8	N.D.	0	123
67 メコプロップカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩、メコブロップPイソプロビルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩 (4農薬) ^{注2}	0.47 (メコプロップとして)	N.D. ~ 0.11	0	155	
	68 MCPAインプロビルアミン塩及びMCPAナトリウム塩 (2農薬) ^{注2}	0.05 (MCPAとして)	N.D. ~ 0.002	0	55
69 トリネキサパックエチル	0.15	N.D.	0	50	
合計			—	0	7,599

注1: 各調査機関により定量下限値は異なる。

注2: 20、45、67及び68の農薬は、2農薬以上の農薬を1つの物質として測定し、指針値を評価している。

